

# 高槻市 緊急・災害情報伝達サービス申込書

(電話・FAX用)

(宛先) 高槻市長

高槻市緊急・災害情報伝達サービス利用規定を了承し、高槻市が提供する緊急・災害情報伝達サービスについて以下のとおり申込します。

申込種別	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解除
------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

サービスの提供を受ける者(申請者)	氏名	(フリガナ) [ ] [ ]
	生まれた年	<input type="checkbox"/> 大正 [ ] 年 生まれ <input type="checkbox"/> 昭和 [ ] <input type="checkbox"/> 平成 [ ]
	配信先	<input type="checkbox"/> 電話 [ ] - [ ] - [ ] <input type="checkbox"/> F A X [ ] - [ ] - [ ] <small>(※身体障がい者に限り、携帯電話可)</small>
	申込事由	<input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設管理者 (施設名: [ ]) <input type="checkbox"/> その他 ( [ ]) <input type="checkbox"/> 75歳以上の単身者 (携帯電話等未保有者)
	北部山間地域で配信を希望する地域	<input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 檜田地域 <input type="checkbox"/> 川久保地区 <input type="checkbox"/> 萩谷周辺地域 <input type="checkbox"/> 原地区 <small>※『希望しない』にチェックがある場合、またはいずれにもチェックがない場合、市域全体を対象とする放送のみを配信します。</small>

※新規・変更登録後に、確認のためお電話またはテスト配信を行います。

(申込書提出後、配信開始までに最大1か月程度かかります)

※発信する際に使用する電話番号は、**0570-095-999** (発信専用) となります。

※障がい者の方など、申込書の記入が困難な方のお申込みについては、代理の方が申請書を作成し提出することが可能です。ご不明な点があればご相談ください。

<申請先> 高槻市危機管理室 (本館4階)   へ 持参 (郵送)   または   F A X

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 危機管理室

T E L : 0 7 2 - 6 7 4 - 7 3 1 4 / F A X : 0 7 2 - 6 7 5 - 8 1 8 4

市処理欄	登録	導通	確認	備考
------	----	----	----	----

# 高槻市 緊急・災害情報伝達サービス利用規定

(趣旨)

1. この利用規定（以下「本規定」といいます。）は、高槻市緊急・災害情報伝達サービス運用要領に基づき、高槻市（以下「市」といいます。）が提供する高槻市緊急・災害情報伝達サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用することに関し、必要な事項を定めるものとします。

(適用)

2. 本規定は、市および本サービスをご利用になられる方（以下「利用者」といいます。）に適用するものとします。

(本サービスの配信対象者)

3. 本サービスの利用者は、高槻市内に居住または施設を設置する以下のいずれかに該当する方とします。

- (1) 身体障がい者
- (2) 75歳以上の単身者で、携帯電話・スマートフォン等を保有していない者
- (3) 要配慮者利用施設管理者
- (4) 他の情報伝達手段では情報伝達が困難なため、本サービスによる情報伝達が必要と市が認める者

(本サービスの提供時間)

4. 市は、休日、祝日や夜間、早朝等に関わらず、必要性が生じた場合、本サービスにより情報を配信することがあり、利用者が配信時間帯を指定することはできません。

(メール配信を希望する利用者の利用登録、変更、解除)

5. 本サービスにてメール配信を希望する利用者（以下「メール配信利用者」といいます。）は、本サービスの利用登録画面から必要事項の登録を行うものとします。

6. メール配信利用者は、受信するメールアドレスに変更が生じた場合、本サービスの利用登録画面から、変更内容の登録を行うものとします。

7. メール配信利用者は、配信の必要性がなくなった場合、速やかに本サービスの利用登録画面から配信の解除登録を行うものとします。

(電話・FAX配信を希望する利用者の利用登録、変更)

8. 本サービスにて電話またはFAXのいずれかの配信を希望する利用者（以下「電話・FAX配信利用者」といいます。）は、「高槻市緊急・災害情報伝達サービス申込書（電話・FAX用）」にて市へ申込書を提出するものとします。

9. 電話・FAX配信利用者は、電話・FAX番号に変更が生じた場合、「高槻市緊急・災害情報伝達サービス申込書（電話・FAX用）」にて市へ申込書を提出するものとします。

10. 電話・FAX配信利用者は、配信の必要性がなくなった場合、「高槻市緊急・災害情報伝達サービス申込書（電話・FAX用）」にて市へ申込書を提出するものとします。

(利用登録の完了)

11. 利用者からの利用登録があった場合、市からテスト配信を行い、配信されたことをもって登録完了とします。メールアドレスや電話番号に誤りがあり配信できなかった場合、利用登録は無効とし、市から利用者への通知は行わないものとします。

(本サービスで配信する情報)

12. 市は、テスト配信を除き、防災行政無線で放送した内容で以下のいずれかの情報について、本サービスにて配信することができるものとします。ただし、国が発表する緊急地震速報等の放送や市がお知らせする啓発や訓練情報等、本サービスの対象外となる情報があります。

- (1) 緊急・災害情報（避難情報、台風接近時、重大事件発生時等について市が発表する情報）
- (2) 災害状況に応じた情報（大規模災害時における応急給水の実施などの情報）
- (3) その他市民の安全確保や本サービスの提供維持のため、本サービスによる配信が特に必要と市が判断する情報

(利用登録の解除)

13. 市は、利用者が指定したメールアドレス・電話番号等に対する配信について、3回以上連続して不達となった利用者がある場合、または配信受信者が別人である旨の申出があった場合、利用者に通知することなく利用登録を解除することができるものとします。

(本サービスの変更、中断または停止)

14. 市は、通信回線設備およびシステム障害またはメンテナンスその他やむを得ない事由が生じた場合に限り、利用者に通知することなく本サービスの内容を変更、中断または停止することができるものとします。

(本サービスの終了)

15. 市が本サービスを終了する場合、市は利用者にあらかじめ終了する旨を通知したうえで、本サービスの提供を終了できるものとします。

(利用上の注意事項)

16. 市は、本サービスから配信するメールの完全性、正確性、有用性などについて、明示的または黙示的を問わず、利用に対していかなる保証を行わないものとし、利用者は本人の判断と責任において本サービスを利用しなければなりません。

17. 本サービスは、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。

18. 市は、通信回線の負荷状況などにより、本サービスにかかる配信が遅れた場合または配信ができない場合において、当該配信の再配信は行わないことがあります。

19. 本サービスの登録解除手続きを行った利用者の情報は、システムから削除することとします。

20. 利用者が本規定に違反した場合または違反行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、市は利用者には通知することなく、登録の削除などの措置をとることができるものとします。

(禁止事項)

21. 利用者は、本サービスが配信した内容の全部または一部を、市の承諾を得ず複製配布、放送及び商業目的で二次利用することはできません。

22. 利用者は、本サービスにおける配信情報の内容を利用して、第三者に迷惑をかける行為または不利益を被らせる行為をしてはなりません。

(利用料)

23. 当サービスの利用料は無料です。ただし、通信や配信に必要な機器等や配信された情報を受け取るための通信料等は利用者の負担となります。

(損害賠償)

24. 利用者が本規定に違反し、市、本サービス提供事業者および第三者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければなりません。

(免責事項)

25. 市は、利用者が本サービスの利用または本サービスがなんらかの事由で利用できないことにより生じた直接的、間接的または結果的に被ったいかなる損害に対して、その責任を負いません。

26. 利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合、その責任は全て利用者が負うものとし、市はその責任を負いません。

(規定変更)

27. 市は、事前の通知なく、本規定を変更できるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

28. 本規定が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適用されます。

(附則)

29. 本規定は、令和3年6月25日から施行します。